

## 「『とも家事』推進に向けた啓発動画企画・制作業務」仕様書

### 1 委託業務名

「とも家事」推進に向けた啓発動画企画・制作業務

### 2 目的

ジェンダーギャップに関する課題の一つである「男女の家事負担の偏り」を解消するため、男女の家事参画促進を目的とした「とも家事」をテーマにした啓発動画を企画・作成する。

※「とも家事」：みんなで家事をシェアすること（「みんな」には、パートナーや家族だけでなく、時短食材、便利家電、家事代行サービス等の活用も含む）

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

### 4 委託費

4,300千円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 業務実施体制

本業務を円滑に遂行するため、以下の体制を整えること。

- (1) 業務全体を統括するための責任者の配置
- (2) 業務執行に必要な人員の確保

### 6 委託業務の内容

#### (1) 啓発動画の企画・制作

- ・男女の家事参画を促進するための「とも家事」をテーマにした啓発動画を3本作成すること
- ・動画の内容は、家事のコツ等を失敗例も交えて分かりやすく解説し、家事に不慣れな人も動画を通して楽しくスキルアップを図ることができるような内容とすること。
- ・視聴者の興味・関心を引く内容とするため、イラストやアニメーションを用いる、適宜解説のナレーションやテロップを挿入するなど、工夫をした内容とすること。
- ・動画の出演者は、福岡県知事（「家事初心者」の生徒役）と、講師役の著名人（講師として家事等の実演・解説が出来る方）とすること。なお、著名人については、動画の目的・趣旨に合った人物を提案すること。
- ・シナリオの作成及び動画の内容確認に当たっては、不特定多数の人が見て不快な思いや誤解を招く内容となっていないか、様々な見地から内容を精査すること。

#### (2) 成果物

以下の報告書及び成果物を提出すること。

##### ①「とも家事」啓発動画

- ・高画質・低画質の2種類をUSBメモリー等の電子媒体に保存し、提出すること。
- ・データ形式は、YouTube等のインターネットのほか、Instagram等のSNS配信に対応でき、パソコン・スマートフォンでの動画再生に対応したものとすること。
- ・動画の提出期限は、令和7年10月31日（金）とする。

##### ②業務報告書

- ・業務完了後速やかに委託業務実施報告書（A4版）を1部提出すること。

### (3) その他

- ・本委託業務の企画・実施にあたっては、事前に県と協議のうえ実施すること
- ・委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。ただし、委託業務とは直接関係ない経費や、飲食費、備品購入など財産取得となる経費は対象外となる
- ・業務の進捗報告、その他必要な事項について県と意見交換を行う定期協議の場を設定するとともに、その内容について記録を残すこと

## 7 知的財産権、使用権等

- (1) 納品された成果物に係る一切の権利は県に帰属し、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 成果物の作成等にあたり、第三者の著作権等を侵害した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 納品された成果物の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。

## 8 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、事前に県の承認を得たうえで、必要に応じて委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (2) 本仕様書に定める事項については、受託者同様、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

## 9 契約の解除

- 県は、受託者が以下のいずれかに該当する場合、本委託契約を解除することができる。
- (1) 法令または契約に違反した場合
  - (2) 虚偽の報告をした場合
  - (3) 県の指示に従わなかった場合
  - (4) 受託者の破産等、本業務を適正に実施することが困難であると県が判断した場合

## 10 支払方法

- (1) 成果物等の検査完了後、受託者は県に請求書を提出する。
- (2) 県は、請求書を受け取り次第、速やかに支払い処理を行う。

## 11 その他

- (1) 本業務にあたっては、関連する法令等を遵守し、公序良俗に反することの無いよう実施しなければならない。また個人情報の取り扱いについては、契約書別記個人情報取扱特記事項に従わなければならない。
- (2) 仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、県と受託者は別途協議する。
- (3) 本業務を実施するための経費は受託者の負担とする。
- (4) 受託者が本業務を実施するにあたり、故意または過失により第三者に損害を与えた時は、受託者が当該損害賠償責任を負う。

## 12 担当部署

福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課 参画推進係  
担当：林、松尾

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁行政棟 5階南棟  
電 話 : 092-643-3391  
メール : danjo@pref.fukuoka.lg.jp